

別紙

国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る事業者要件、積算基準及び共通仕様書の制定について（平成 31 年 4 月 16 日付け 30 林国経第 130 号経営企画課長通知）の一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
別紙 1（略）	別紙 1（略）
別紙 2	別紙 2
国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る積算基準	国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る積算基準
第 1 章 積算基準	第 1 章 積算基準
第 1～第 3（略）	第 1～第 3（略）
第 4 一般管理費等及び消費税等相当額	第 4 一般管理費等及び消費税等相当額
4-1（略）	4-1（略）
4-1-1 算定方法	4-1-1 算定方法
一般管理費等の算定は、事業原価に一般管理費等率を乗じて得た額の範囲内とする。	一般管理費等の算定は、事業原価に一般管理費等率を乗じて得た額の範囲内とする。
[算定式]	[算定式]
一般管理費等＝事業原価×一般管理費等率	一般管理費等＝事業原価×一般管理費等率
事業原価＝純事業費＋現場管理費	事業原価＝純事業費＋現場管理費
(1) 事業原価が 500 万円以下の場合	(1) 事業原価が 500 万円以下の場合
一般管理費等率 <u>25.13%</u>	一般管理費等率 <u>23.57%</u>
(2) 事業原価が 500 万円を超える場合	(2) 事業原価が 500 万円を超える場合
一般管理費等率＝ <u>-5.21826</u> ×Log 事業原価＋ <u>60.08343</u>	一般管理費等率＝ <u>-4.97802</u> ×Log 事業原価＋ <u>56.92101</u>

・ 小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。
(注) ヘリコプターの飛行経費は事業原価に含めない。

4-1-2・4-2 (略)

第5・第6 (略)

第2章 (略)

別紙3 (略)

・ 小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。
(注) ヘリコプターの飛行経費は事業原価に含めない。

4-1-2・4-2 (略)

第5・第6 (略)

第2章 (略)

別紙3 (略)

附 則

本通知は、令和8年3月31日から施行し、令和8年4月1日以降に入札公告又は随意契約に関する公示を行う事業から適用する。